

一般廃棄物受入基準

【北空知衛生センターへ直接搬入する場合】

(構成市町による直営又は委託収集)

平成30年4月1日制定

北空知衛生センター

一般廃棄物受入基準【北空知衛生センターへ直接搬入する場合】 目次

1. 施設受入体制	1
2. 受入可能な廃棄物	1
3. 搬入形態	1
4. 搬入車両	1
5. その他留意事項等	1
6. 受入れできない主な廃棄物	2
※産業廃棄物となる物	2
○産業廃棄物となる主なもの	3
7. 廃棄物種類毎の受入基準等	4
①生ごみ	4
②燃やせるごみ	4
○「燃やせるごみ」の受入れ基準	5
○「燃やせるごみ」の受入不適物	5
③燃やせないごみ	6
④粗大ごみ	6
⑤資源ごみ	7
⑥・⑦動物の死体	8
8. 受入基準に係る特記事項	8
図-1 (生ごみ)車両動線図	
図-2 (燃やせるごみ)車両動線図	
図-3 (燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ)車両動線図	
図-4 (燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ)リサイクルプラザ平面図・動線図	
9. 構成市町の廃棄物担当窓口	

北空知衛生センター組合一般廃棄物受入基準

【北空知衛生センターへ直接搬入する場合】

平成 30. 4. 1 制定

構成市町で発生した家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物のうち、許可業者又は排出者自ら（事業所・個人）が直接搬入する場合の受入基準について定める。

1. 施設受入体制

- 施設場所 深川市一巳町字一巳 1863 番地
- 受入時間 午前 9 時から午後 5 時まで（午後 5 時までに精算完了とする。）
- 休日 日曜日、1 2 月 3 1 日～1 月 3 日
- 受入対象者 ①構成市町（深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町）で発生した一般廃棄物を自ら搬入する者
②構成市町長の許可を受けた許可業者
- 場内搬入路 図-1（生ごみ）、図-2（燃やせるごみ）
図-3 及び図-4（燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ）を参照

2. 受入可能な廃棄物

構成市町内で発生した家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物であり、以下に掲げるもの。ただし別に定める受入不適物、受入不可物を除く。

- ①生ごみ
- ②燃やせるごみ
- ③燃やせないごみ
- ④資源ごみ
- ⑤粗大ごみ
- ⑥・⑦動物の死体

3. 搬入形態

- 廃棄物の種類毎に搬入し、搬入者自らが所定の場所で降ろすこと。
- 混載する場合は、明確に区分した上で搬入すること。また、「燃やせないごみ」や「資源ごみ」は、搬入者自らが施設内で分別し降ろすことになる（「燃やせないごみ」の委託による計画収集を除く）ので、「燃やせないごみ」⇒鉄類・家電類・ガラス陶器類・木材家具類・廃プラ類など、「資源ごみ」⇒古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック）、ペットボトル、缶、びん（無色・茶色・その他）、白色トレイ、蛍光管、乾電池などに予め分別して搬入すること。

4. 搬入車両

- 原則として「粗大ごみ」、「資源ごみ」は、パッカー車での搬入を不可とする。ただし、当組合と協議の上での搬入については認める。

5. その他留意事項等

- 受入基準を遵守すること。守られない場合は受入れできない場合がある。
- 搬入は、施設職員の指示に従い速やかに行うこと。
- 搬入物の内容確認（抜取検査等）のため、通常より時間を要する場合がある。
- 産業廃棄物及び次ページに示す受入不可物は受入れできない。
- 建物（工作物含）の解体や改築などによる解体ごみの搬入を予定している場合は、解体前に各市町担当者による現地確認が必要となる場合があるので、事前に市町各担当所管への連絡をすること。
- 自身のごみを他人や業者に運搬処理を依頼する場合、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要になる場合がある。許可のない業者などが運搬してきた場合は、受入れできない場合がある。
- 構成市町の計画収集以外による有料袋での搬入は認めない。（直接搬入による料金を徴収）

6. 受入れできない主な廃棄物

- ①産業廃棄物（下段※参照）
- ②特別管理一般廃棄物
- ③特定家庭用機器（家電リサイクル法）【テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機】
- ④パソコン、パソコンモニター（資源有効利用促進法）
- ⑤廃ゴムタイヤ（自転車用を除く）
- ⑥バッテリー
- ⑦消火器
- ⑧LPガスボンベ、プロパンガスボンベ類
- ⑨食用油を除く廃油（凝固剤、吸着剤等を利用したもの含む）、油・塗料等の入った容器
- ⑩農薬、劇薬類
- ⑪汚泥（農業集落排水汚泥や浄化槽汚泥は別施設にて受入れ）
- ⑫土砂（鉢植え、庭掃除、ペットの砂など少量のものは除く）
- ⑬オートバイ、水上バイク
- ⑭発煙筒（未使用のもの）
- ⑮自動車部品など（自動二輪車部品含）（一般廃棄物としての確認ができるものを除く）
- ⑯石こうボード、グラスウールなど（一般廃棄物としての確認ができるものを除く）
- ⑰農機具類（一般廃棄物としての確認ができるものを除く）
- ⑱ピアノ
- ⑲業務用コピー機や大型プリンター（幅・奥行・高さがおおむね50cmを超えるもの）
- ⑳水銀体温計、水銀血圧計（一般家庭のものは各市町窓口へ、事業者は産業廃棄物となる）
- ㉑有害性、爆発性、引火性その他危険性のあるもの
（塗料、シンナー、灯油、ガソリン、オイル、火薬 など）

※ 産業廃棄物となる物

一般家庭以外から排出される、【燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、コンクリート殻、鉱さい、廃プラスチック類、がれき類等】については、業種に関係なく産業廃棄物となります。

業種指定のあるものは次のとおりです。詳細は廃棄物処理法を参照のこと。

名 称	指定業種等
紙くず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、製本業及び印刷物加工業等
木くず	建設業、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業等（パレット含）
繊維くず	建設業、繊維工業
動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業
動物のふん尿、動物の死体	畜産農業
ばいじん	集じん施設によって集められたもの等
動物系不要固形物	と畜場等
処理物	廃棄物を処分するために処理したもの

次ページに産業廃棄物となる主なものを掲載しています。

○産業廃棄物となる主なもの

産業廃棄物の種別		主な発生元
廃プラスチック類	塩化ビニール類を含む廃プラスチック類全般	一般家庭以外 全般
	発泡スチロール、緩衝材	一般事業所、農業、店舗など
	農業用ビニールハウス、ビニールひも	
	容器、梱包用ビニールひも、テープ	
	店舗陳列ケース	店舗など
	畳(建材ボード使用の物)	一般事業所、店舗、畳店など
金属くず	鉄、鋳鉄、アルミ製などのもの全般	一般家庭以外 全般
	一斗缶(食品用・オイル用・塗料用) 灯油タンク、ストーブ、煙突など	一般事業所、整備工場、市場、店舗、学校 など
	陳列棚・看板	店舗 など
	机、椅子、ロッカー等	店舗、事務所、学校 など
	家電類(一般家庭からの下取り含)	電気店、一般事業所など
ガラスくず 陶磁器くず	窓ガラス、鉢、食器など	店舗、事務所、遊技場 など
廃油	食用油、ラード、鉱物油 など	レストラン、店舗、整備工場、給油所、温泉施設など
木くず 紙くず	足場板、端材、型枠材、壁紙、 家屋解体物など	工作物の新築・改築・解体などにより建設業から排出されるもの

注意：「産業廃棄物の種別」や「主な発生元」は一般的な例であり、記載がなくても対象となる物や事業者・団体がありますので、詳細は廃棄物処理法を確認するか、北海道又は各市町の担当所管にお問い合わせください。

7. 廃棄物種類毎の受入基準等

一般廃棄物の搬入は、下表の廃棄物の種類毎に分別し搬入すること。

廃棄物の種類	受入基準等
<p>①生ごみ (厨芥ごみ、野菜くずなど)</p>	<p>○受入基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみで、下記に掲げる受入不適物以外のもの。 ・土は落として搬入すること。水切りされていること。 <p>≪受入可能物≫</p> <p>厨芥ごみ、野菜くず、果物の皮、ぬか、麴、乾燥麵 など 食用油(固化したもの含)、卵の殻、ペットの糞(少量)など</p> <p>○搬入方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中身の確認出来る袋(透明・半透明)若しくは容器(バケツ等)にて搬入すること。(水切りされていること) ・袋の大きさは、最大の一辺が90cm以下、容量は20ℓ以下、厚さは0.03mm以下とすること。 ・食用油は、ペットボトル(厚い油用容器は不可)に入れ搬入すること。 ・車種制限なし。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷凍食品などの包装用フィルムは燃やせるごみへ。 ・食用油やペットの糞は降ろす場所が違うので、別に分けて搬入すること。 ・搬入量が大量となる場合は、組合に事前連絡すること。 ・水切りされていれば、小分け用の薄い袋(レジ袋不可)が混入してもよい。 <p>≪受入不適物≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とうもろこしの皮及び芯、貝殻 ⇒ 燃やせるごみ ・直径3cm以上の骨 ⇒ 燃やせるごみ ・木くず、剪定枝、枯れ草 ⇒ 燃やせるごみ・粗大 ・動物の死体 ⇒ 別途受入 ・三角コーナの水切りネット 包装袋 レジ袋 ラップ ⇒ 燃やせるごみ
<p>②燃やせるごみ(紙くず、ビニール類、プラスチック類、皮革類、ゴム類、布類、スチロール類、刈草など)</p>	<p>○受入基準(次ページ別表参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃性ごみ(「生ごみ」及び「燃やせるごみの受入不適物」以外のもの。) ・最大の一辺が80cm未満とする。 <p>≪受入可能物≫</p> <p>・資源にならない紙類、長靴、かばん、古着、トレイ、発砲スチロール、プラスチック製品全般(使い捨てライターは、中身を使い切ること)、木屑、枯草、廃食用油(紙・布等に染み込ませたもの)など(詳細は「燃やせるごみの受入れ基準」次ページ別表による。)</p> <p>○搬入方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中身の確認できる袋(透明・半透明)にて搬入すること。 ・袋の大きさは概ね70ℓ(W80cm×H90cm程度)以下とし、最大の一辺が120cm未満とする。 ・袋の口はしっかり閉じること。 (パッカー車による搬入は随時抜取検査実施) ・車種制限なし。(計量器に乗らない長さの車は不可) <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬入量が大量となる場合は、組合に事前連絡すること。

○「燃やせるごみ」の受入れ基準

別表

区分	ごみの種類及び留意事項	
受け入れ可能物	紙くず、木くず、枯れた草花、布類、ビニール類、皮革類、ゴム類、プラスチック類、とうもろこしの芯・皮、貝殻、カセットテープ、ビデオテープ、その他可燃性の一般廃棄物 ※食器等容器及びパッケージ、ポリ袋、ラップ等包装材は、中身を出し切り軽くすすぐなどして、内容物や付着物は取り除くものとする。 ※異物(土、砂、石、ガラス、金属等)は取り除くものとする。	
ひも状のもの	ひも、縄、ロープ、テープ、リボンなど	伸ばした状態で、長さ1m以下のもの
管状又は筒状のもの	ホース、塩ビ管、ポリ管、紙管など	直径15cm以下、又は外周長50cm以下、長さ70cm以下(ビニール、ゴム等軟質のもので直径3cm以下のものは長さ80cm以下)のもの
木くず、木製品、その他可燃物(棒状又は板状)	丸太、角材、棒切れ、せん定枝その他の棒状のもの	直径10cm以下又は外周長30cm以下、長さ70cm以下(小枝等柔軟性を有するものについては、直径2cm以下のものは長さ80cm以下)のもの
	板きれ、板類、書籍類など板状のもの	厚さ5cm以下、幅30cm以下、長さ50cm以下 ※板類とは幅が厚さの4倍以上のもの。
繊維類又はシート類	衣料、じゅうたん、カーペット、カーテン、布団、毛布、ビニルシートなど	広げた状態で、幅80cm以下、長さ80cm以下のもの ※衣類は丈が長くても切断を要しない。金属部品は取り除く。 ※羽毛製品は切断せず小さくたたみ、十文字に硬く縛った上で70ℓ以下の袋に入れること。
発泡スチロール	保冷箱、梱包材、緩衝剤、容器など	外形の大きさが、高さ又は厚さ40cm以下、幅40cm以下、長さ40cm以下のもの ※中が空洞であっても基準は外形の大きさに適用。

備考

- 丸めたり畳むなどして袋に入れる場合は、その幅及び長さについて、上記の表による大きさの基準は適用しない。
- 本基準において使用できる袋は、透明又は白色半透明で中身の見える袋とし、その大きさは70ℓ(幅80cm、高さ90cm程度)以下とする。なお、袋の口はしっかり閉じるものとする。
- ひも状のもののうち、長さが1mを超えるものは解けないよう固く結束した上で袋に入れるものとし、カセットテープ、ビデオテープ、印字リボン等は中のテープを結束したり切断することを要しないものとする。

○「燃やせるごみ」の受入不適物

- 内部に金属の電熱線がある物(電気毛布、電気シャツ、ホットカーペット、電気ひざ掛けなど) ⇒ 燃やせないごみ
- 内部が金属線のコード類(アンテナケーブル、イヤホンコード、延長コードなど) ⇒ 燃やせないごみ
- 不燃素材の粘土(土製、油粘土、陶芸粘土、石粉粘土、銀粘土など) ⇒ 燃やせないごみ
- 無機繊維の物(炭素繊維、ガラス繊維、金属繊維など)及び無機繊維を含むプラスチックなど ⇒ 燃やせないごみ
- 発火性又は引火性のある物
(文化焚きつけなど着火材、発煙筒、固形又はジェル状の着火補助剤など) ⇒ 受入不可物
- 多量の食用油を処理する為に、凝固剤で固めた物 ⇒ 生ごみ
又は、油吸着材に吸着させたものなど ⇒ 燃やせないごみ
- 車用オイルなどをしみ込ませた処理パックや処理箱 ⇒ 受入不可物
- ペットの糞 ⇒ 生ごみ
- 汚れた容器(弁当箱など) ⇒ すすいで燃やせるごみ

廃棄物の種類	受入基準等
<p>③燃やせないごみ (資源ごみ以外の缶・びん類、陶磁器、ガラス類、金属類など)</p>	<p>○受入基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不燃性のもの(可燃性一部含む)で、下記に掲げる受入不適物以外のもの。 ・概ね 40 ℓ 程度の袋に入る大きさのものが対象の目安。 <p>◀受入可能物▶</p> <p>(不燃性) ガラス、花瓶、やかん、なべ、傘、アルミ箔、刃物類(※厚紙等で保護する)、直径 3cm を超える骨、電気コード、土砂(鉢植え、庭掃除、ペットの砂など少量のもの)、携帯電話端末・PHS 端末・デジカメなど使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令に規定する小型電子機器など (缶・びん) 1.8 ℓ を超えるびん、菓子類の角缶、ミルク缶、容量 1 ℓ を超える缶類(※中を洗浄する)など (可燃性) 木屑、剪定枝、木材類 ※紙類は「資源ごみ」での搬入を基本とする。</p> <p>○搬入方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・袋を使用する場合は、中身の確認出来る袋(透明・半透明)で搬入すること。 ・スプレー缶、カセットボンベは中身を出し切ること。 ・鉄類・家電類・ガラス陶器類・廃プラ類・木材家具類・土砂類などに分別して搬入し、所定の場所に降ろすこと ・土砂や猫砂などは、その物のみを中身の見える袋(透明・半透明、破れない厚さのもの)に入れて搬入し、所定の場所に降ろすこと。 ・車種制限なし(パッカー車搬入の場合、計画収集の有料袋以外の場合は混載搬入しないこと。混載搬入の場合は分別して降ろすこと。) <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬入量が大量となる場合は、組合に事前連絡すること。 <p>◀受入不適物▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機 ・庭石、廃油や塗料が残った缶や容器、電池類(アルカリ電池、マンガン電池、ボタン電池、リチウム電池、充電電池等)など ・レトルト食品のアルミ容器や袋、包装用フィルム
<p>④粗大ごみ (可燃ごみ・不燃ごみの受入基準を超えるもの)</p>	<p>○受入基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃、不燃性の大型ごみで、下記に掲げる受入不適物以外のもの <p>◀受入可能物▶</p> <p>(家電・家具・寝具類など)</p> <p>電子レンジ、ガスコンロ、掃除機など家電リサイクル法対象品目以外の電気製品、机、テーブル、ソファー、スチール棚、自転車、物干し竿、畳、スノーダンプ、ふとん、カーペット(※小さくたたむか丸めて搬入する)、シート類(※小さくたたんで搬入する) など</p> <p>◎受入最大寸法(家電・家具・寝具類)</p> <p>おおむね 長 200cm×幅 150cm×厚 55cm 程度</p> <p>木屑・剪定枝・木材類 おおむね 150 cm未満</p> <p>○搬入方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中身の確認出来る状態で搬入すること。パッカー車の場合は協議の上搬入。 ・ふとんやカーペットなどは結束せずに搬入すること。 ・石油ストーブや灯油タンクは、中に燃料が残っていないこと。(ストーブ内に少量の灯油が残っていることが多いので、完全に抜くこと。) <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬入量が大量となる場合は、組合に事前連絡すること。 <p>◀受入不適物▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機、農機具類、ピアノ、オートバイ・水上バイクなど

廃棄物の種類	受入基準等
<p>⑤資源ごみ 容器包装リサイクル法に規定する以下の容器包装廃棄物及びその他古紙類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スチール製容器包装 ・アルミ製容器包装 ・ペットボトル ・ガラス製容器 ・白色トレイ ・紙パック ・段ボール製容器包装 ・新聞雑誌等の古紙 ・蛍光管 ・乾電池 	<p>○受入基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみで下記に掲げる受入不適物以外のもの <p>≪受入可能物≫</p> <p>(缶 類) スチール缶・アルミ缶 (飲料用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容量 1 ℓ 以下の缶類 (缶詰など) ・中が洗浄され、異物が混入していないこと。 ・缶はつぶさないこと。 ・キャップは外すこと。 ・アルミ、スチールは分けなくて可。 <p>(びん類) 1.8 ℓ 以下のワケイびん・リターナブルびん、化粧品のびん</p> <ul style="list-style-type: none"> ※くもりガラスのびんも受入れ可能 ※リターナブルびんは、販売店等への返却を推奨 <ul style="list-style-type: none"> ・中が洗浄され、異物が混入していないこと。 ・びんは割らないこと。 ・キャップは外すこと。 <p>(ペットボトル) ペットのマークのついたペットボトル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中が洗浄され、異物が混入していないこと。 ・キャップ及びラベルが外されていること。 ・つぶさないこと。切られていないこと。 ・ペンなどでの書きこみが無いこと。 <p>(白色トレイ) 深さ 3 cm までのもの、洗浄したもの</p> <p>(古紙類) 紙パック、段ボール、新聞 (チラシ含む)、雑誌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥されていること。 ・紙パックは洗浄し、広げた状態であること。 ・種類毎にまとめること。 <p>(蛍光管) 割れていない蛍光管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入時に付いている保護筒(箱)に入れ割れないようにすること。 <p>(乾電池) 乾電池のみ</p> <p>○搬入方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの種類毎に、缶、びん、ペットボトルについては中身の確認出来る袋 (買物袋は可) か容器で、古紙類については中身の確認出来る袋か結束した形で搬入すること。 ・ペットボトルと白色トレイを一緒の袋に入れないこと。 ・パッカー車搬入は協議必要。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬入量が大量となる場合は、組合に事前連絡すること。 <p>≪受入不適物≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>資源物だが、汚れているもの。</u> ・(缶 類) スプレー缶、カセットボンベ、オイル・塗料缶、その他金属類、ミルク缶、菓子類の角缶、容量 1 ℓ 超の缶 など ・(びん類) 飲薬以外の薬品びん、耐熱ガラス(哺乳びんなど)、ガラス、陶磁器、1.8 ℓ を超えるびん、コップ等ガラス食器類 など ・(プラスチック類) ペット以外のプラボトル、洗剤・食用油のプラ容器、卵ケースなどのプラ容器 など ・(白色トレイ) 色柄付き、深さが 3 cm を超えるもの、発泡スチロール ・(古紙類) アルバム、ビニールなどが付属しているもの、絵や書があるものや汚れているものなど ・(蛍光管類) 蛍光管以外の水銀灯、LED 灯、ナトリウム灯など ・(乾電池類) ボタン電池、ニカド・ニッケル・リチウムなどの充電式電池、バッテリーなど

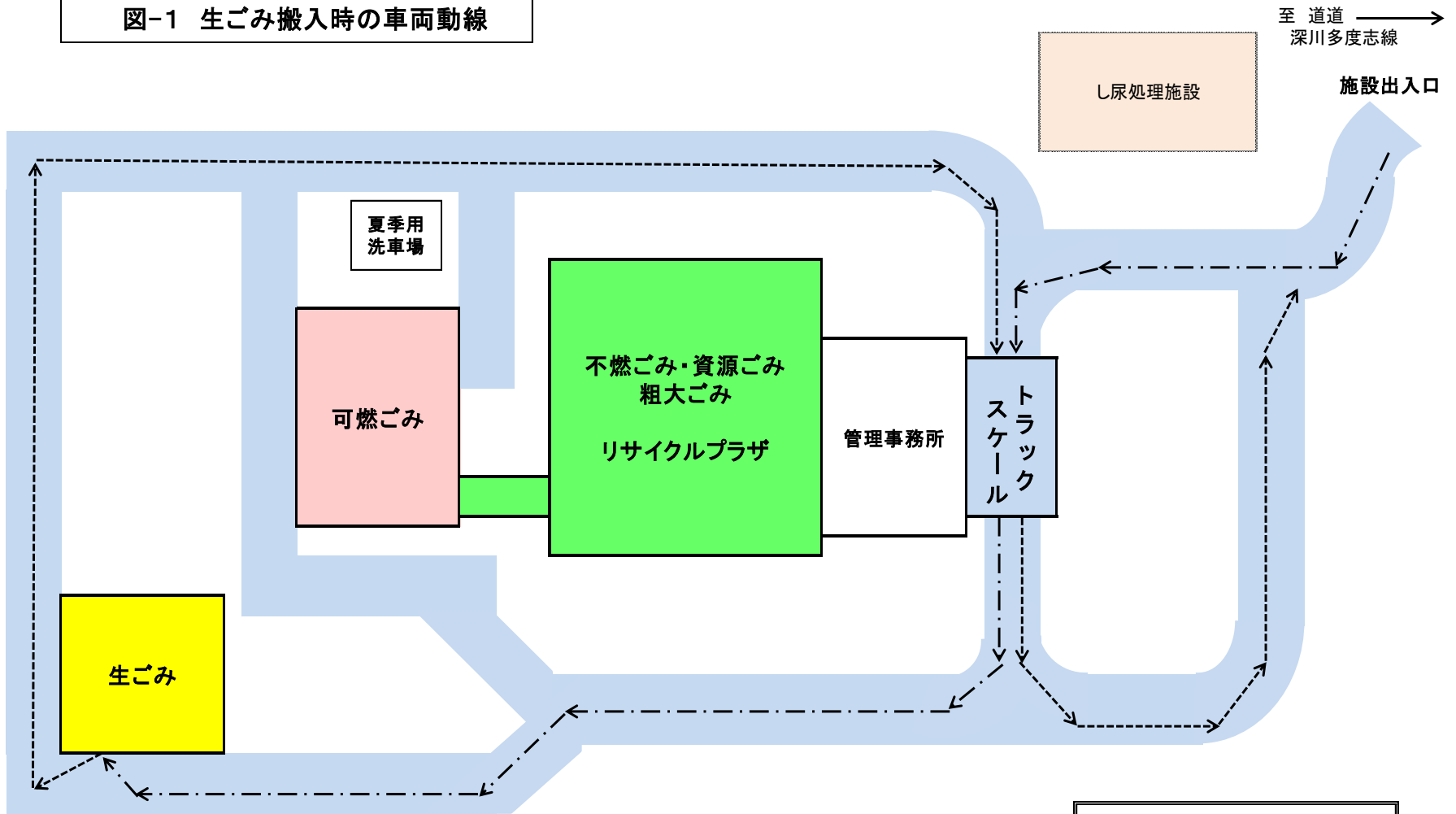
廃棄物の種類	受入基準等
⑥小動物の死体	<p>○受入基準 概ね 30kg 以下の小動物の死体</p> <p>○搬入方法 ・ビニール袋に入れること。 ・定期的に搬入する場合は別途協議を要する。</p> <p>《受入不可物》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね 30kg を超える動物の死体、腐敗死体及び解体死体 ・産業動物の死体
⑦大動物の死体	<p>○受入基準 概ね 30kg 以上の鹿などの動物死体</p> <p>○搬入方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当センターに必ず電話で連絡（頭数、死体となった場所、搬入者、搬入日時） ・電話連絡後、搬入者自ら所定の場所へ運搬（一般廃棄物ではあるが、マニフェストを利用し運搬処理の管理をおこなう。） <p>《受入不可物》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腐敗死体及び解体死体 ・産業動物の死体

※ 特定家庭用機器（テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）のうち、構成市町によりリサイクル不能と判断され正規の回収ルートに乗らないものについては、別途協議により受入れ判断することとする。

8. 受入基準に係る特記事項

- (1) 粗大ごみに該当する木屑・剪定枝・木材等の受入について
 - ・棒状のもの：おおむね長さ 1.5m 以内
 - ・板状のもの：おおむね長さ 1.5m 以内、幅 90cm 以内、厚さ 5cm 以内
 - ・搬入量が大量になる場合は、組合に事前連絡すること。
- (2) 枯草の受入について
 - ・枯草は「燃やせるごみ」で受け入れる。大量搬入の場合は事前に連絡すること。
 - ・原則として袋に入れて搬入すること。
- (3) 野菜類（生ごみ）の受入について
 - ・搬入量が大量になる場合は、組合に事前連絡すること。
- (4) 蛍光管の受入について
 - ・購入時に付いている保護筒(箱)に入れ割れないようにすること。
 - ・蛍光管は割れていない状態で「資源物」として搬入すること。
 - ・やむを得ず割れた場合は、中身の見える袋に入れ、口を縛り「割れた蛍光管」と記載し「燃やせないごみ」として搬入すること。
- (5) その他留意事項
 - ・一時的に大量のごみ（剪定枝、草、引越しに伴うもの等）を搬入する場合は、組合へ事前連絡すること。なお、その際には複数回に分けて受け入れるなどの受入調整を行う場合がある。
 - ・場内において抜取検査（内容物の確認）を実施する場合がある。
 - ・搬入予定物の受入れ可否などの疑義については、各市町担当者へ問い合わせること。
 - ・構成市町の計画収集以外の搬入では、有料袋は使用しないこと。
- (6) 構成市町の計画収集について
 - ・各施設の有料袋での受入ヤード、資源物ヤード、粗大ヤードにて降ろすこと。
 - ・粗大ごみで搬入する、鉄物・自転車などは、場外ヤードにて降ろすこと。

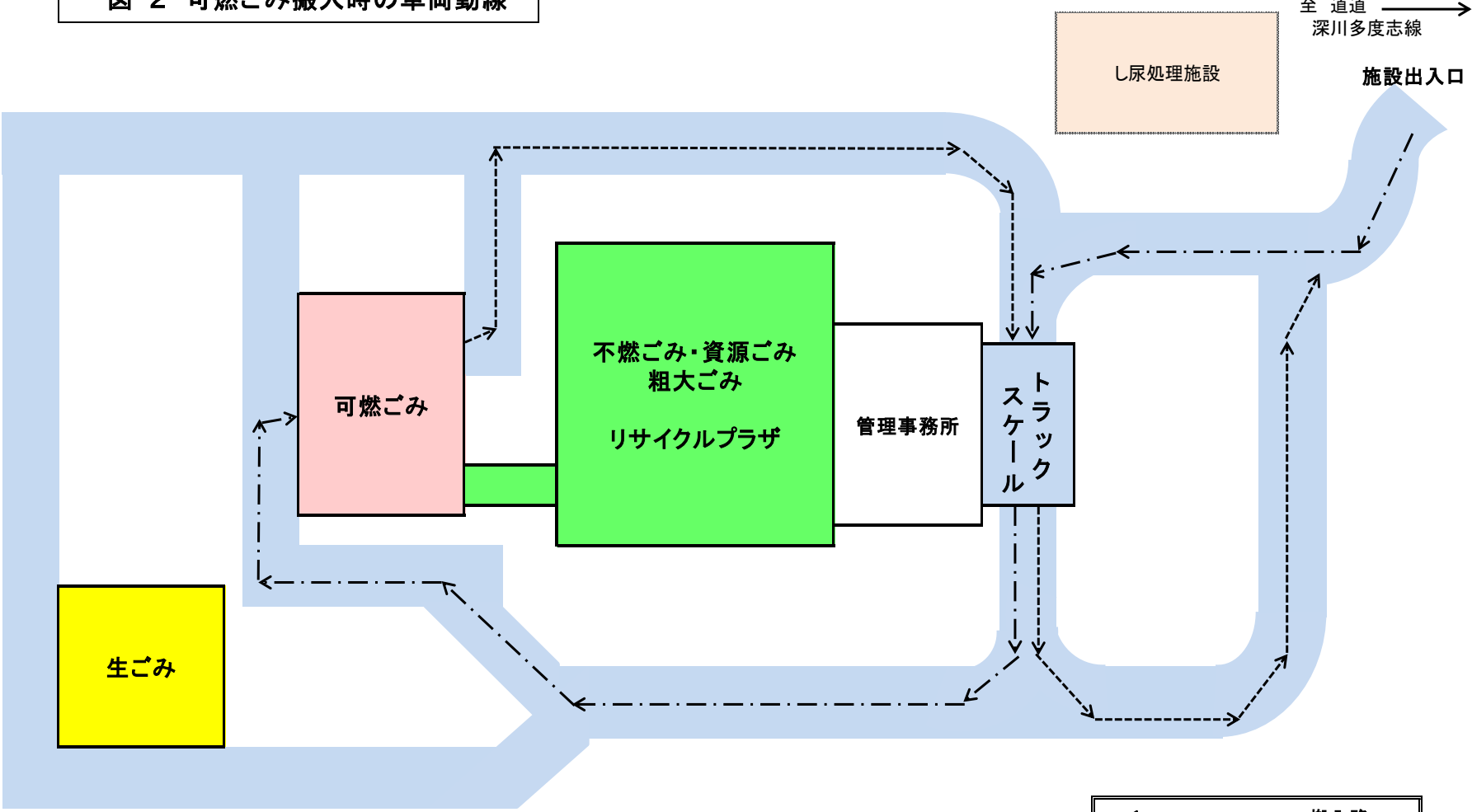
図-1 生ごみ搬入時の車両動線



注意：ごみの種類ごとにトラックスケールでの計量が必要です。
 生ごみ・可燃ごみ・不燃ごみ及び粗大ごみ・資源ごみ、最大で5回の計量となります。
 清算もその都度となりますので、現金にてお支払いください。
 家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物を混載している場合は、さらに計量回数が増えます。



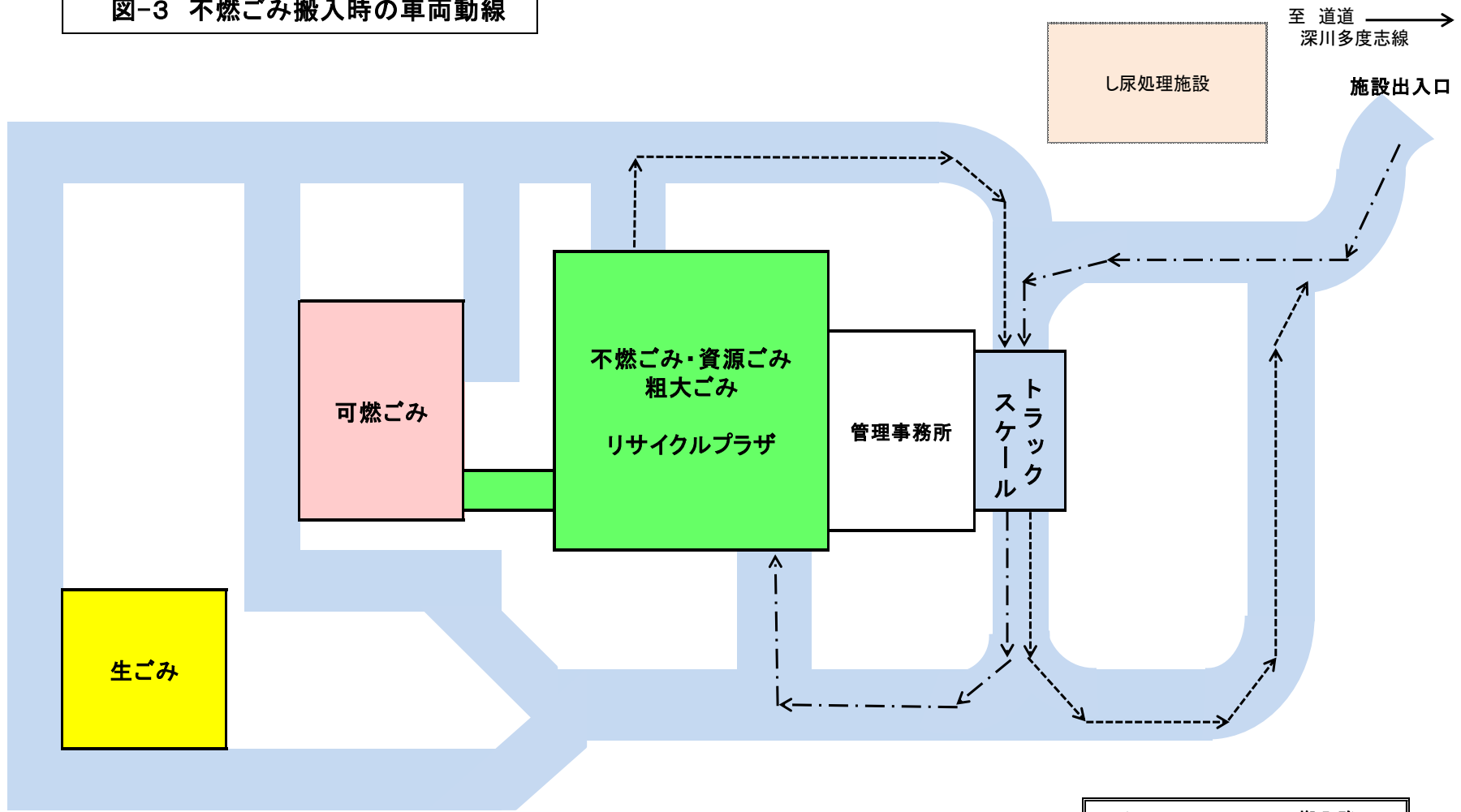
図-2 可燃ごみ搬入時の車両動線



注意 : ごみの種類ごとにトラックスケールでの計量が必要です。
 生ごみ・可燃ごみ・不燃ごみ及び粗大ごみ・資源ごみ、最大で5回の計量となります。
 清算もその都度となりますので、現金にてお支払いください。
 家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物を混載している場合は、さらに計量回数が増えます。

← - - - 搬入路
 - - - - -> 退出路

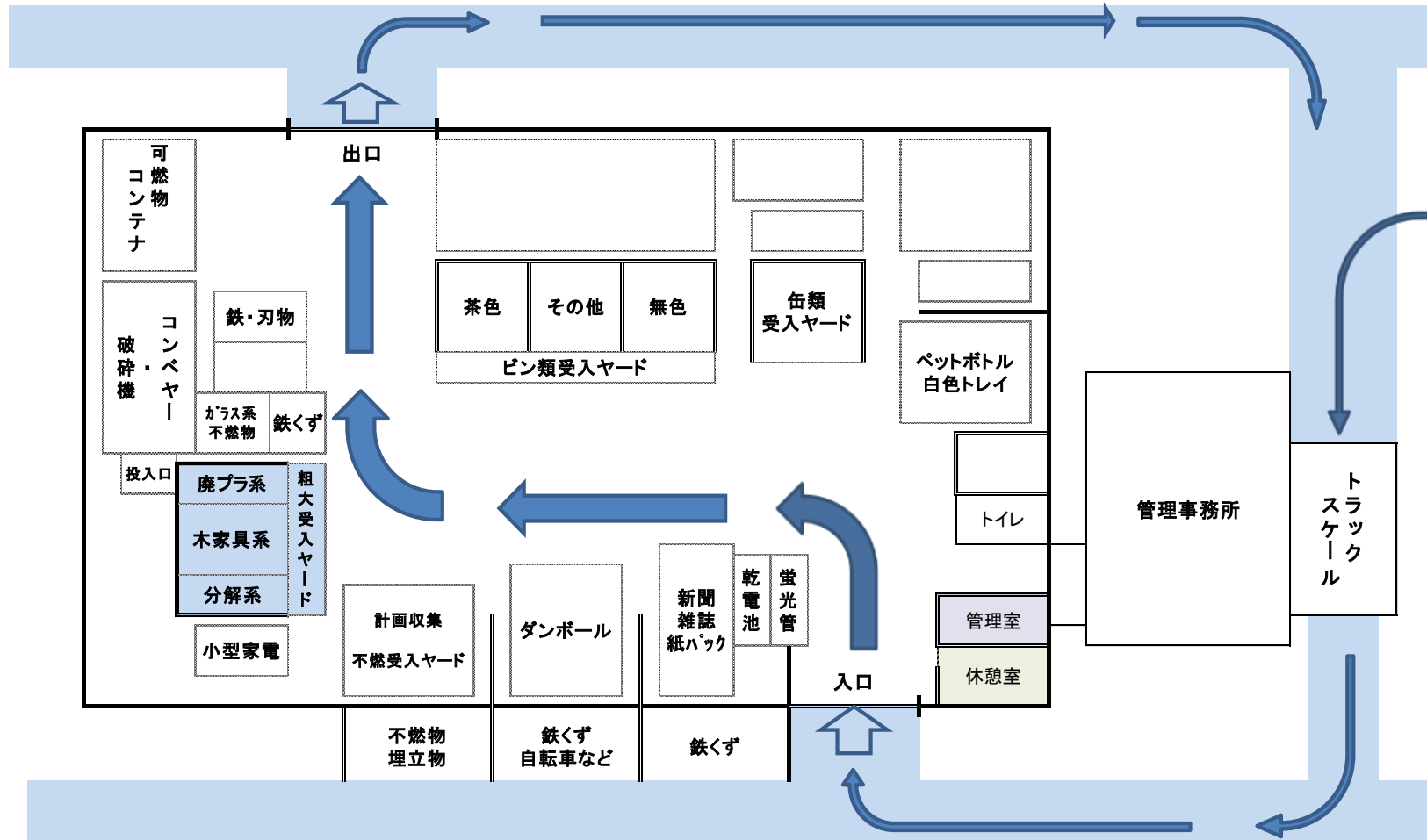
図-3 不燃ごみ搬入時の車両動線



注意：ごみの種類ごとにトラックスケールでの計量が必要です。
 生ごみ・可燃ごみ・不燃ごみ及び粗大ごみ・資源ごみ、最大で5回の計量となります。
 清算もその都度となりますので、現金にてお支払いください。
 家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物を混載している場合は、さらに計量回数が増えます。

← - - - -	搬入路
- - - - ->	退出路

図-4 リサイクルプラザ平面図 動線図



- 注意
- 1 ごみは、事前に分別した上で搬入し、ご自身で指定の場所に降ろすこと。
 - 2 降ろす際には、他の人の作業の邪魔にならない位置に停車すること。
 - 3 場内では係員の指示に従うこと。また、徐行し安全運転に努めること。
 - 4 ごみの出所やごみ排出者の職業などを聞き取りするので、説明できるようにすること。

9. 構成市町の廃棄物担当窓口（平成30年4月1日現在）

- 深川市 深川市建設水道部環境課環境係
TEL 0164-26-2444（直通）
- 妹背牛町 妹背牛町住民課住民グループ
TEL 0164-32-2411（代表）
- 秩父別町 秩父別町住民課総合窓口グループ
TEL 0164-33-2111（代表）
- 北竜町 北竜町住民課町民生活係
TEL 0164-34-2111（代表）
- 沼田町 沼田町住民生活課生活環境グループ
TEL 0164-35-2115（直通）

【北空知衛生センター】

住所 〒074-0028 深川市一已町字一已 1863 番地

電話 0164-23-3584

FAX 0164-23-3585

E-mail: kitacenter@north-sorachi-eisei.jp